

広島県とイオン株式会社との連携と協力に関する包括協定書

広島県（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、広島県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関する事
- (2) 子育て支援に関する事
- (3) 県政情報の発信や観光振興に関する事
- (4) 地産地消の推進、県産品の販売促進に関する事
- (5) 健康増進・食育に関する事
- (6) 高齢者・障害者支援に関する事
- (7) 環境対策・リサイクルに関する事
- (8) 教育・文化の振興に関する事
- (9) 災害対策、防災・防犯に関する事
- (10) その他、県民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成23年10月25日

甲：広島県
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 岡田 元也